

## 夏季休業を利用して ～授業改善のための教材・教具の工夫～

夏休み真っ最中です。子どもたちは、学校とは違う場で様々な経験をすることでしょう。先生方も十分に心身のリフレッシュをしてください。そして、夏休みの時間を有効活用して、子どもたちの意欲を引き出す教材・教具について少し考えてみませんか。今月は、子どもたち一人一人に合った教材・教具を使った授業づくりのヒントを紹介します。

### 1 学校で使える教材とは？ <学校教育法より>

学校で使用する教材の代表は、教科用図書、いわゆる教科書です。学校教育法第三十四条に、「小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。」と規定されており、中学校、高等学校、特別支援学校も同様です。

しかし、児童生徒の実態によっては、教科書を使用して学習することが困難な者もいるでしょう。その場合には、同法同条の2, 3に、デジタル教科書を用意したり、教科書の内容をもとに、教科書の代わりになる教材を用意したりして、使用することができる旨の記述があります。

同法同条の4には、次のような規定もあります。

学校教育法

第三十四条

4 教科用図書及び第二項に規定する教材以外の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。

つまり、教科書やデジタル教科書以外の教材も使用できるということです。これを補助教材と呼びます。補助教材には、一般に、市販、自作等を問わず、例えば、副読本、解説書、資料集、学習帳、問題集等のほか、プリント類、視聴覚教材、掛図、新聞等も含まれます。

以下、この補助教材を中心に、教材・教具について考えていきます。

### 2 学校で補助教材を使うときに気をつけることは？ <文部科学省通知、著作権法より>

補助教材を使用するにあたって、気をつけておくべき点がいくつかあります。まず内容と取扱いに関して、以下の点に留意する必要があります。

- 教育基本法、学校教育法、学習指導要領等の趣旨に従っていること
- その使用される学年の児童生徒の心身の発達段階に即していること
- 多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いとならないこと
- 補助教材の購入に関して保護者等に経済的負担が生じる場合は、その負担が過重なものとならないよう留意すること

また、著作権についても留意しておく必要があります。著作権法第35条では、教育機関での複製が限定的に認められていますが、著作権者の利益を不当に害する複製は禁止されています（著作権法第35条第1項ただし書）。テストやワーク、ドリルなどの図書教材には、教材出版社や問題作成者、さらに教科書の原文や絵図の原作者などの著作権や編集著作権等のさまざまな権利が含まれています。先生が、授業の中で使用するからといって勝手に複製することは、著作権者の利益を不当に害することになり、著作権法に違反します。そのままコピーすることはもちろん、一部分を切り貼りや切り抜きし、あるいはパソコンへ入力しなおしていわゆる“自作”教材を作成することは許されません。詳しくは、文化庁HP掲載のパンフレット「学校教育における教育活動と著作権」をご覧ください。

(<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/kyozai.html>)

### 3 教材・教具をつかう目的は？ <学習指導要領より>

小学校学習指導要領・中学校学習指導要領（平成29年告示）の総則 第1章第4の1の(4)の内容を見てみましょう。児童生徒の発達を支える指導の充実について示されています。

児童（生徒）が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身につけることができるよう、児童（生徒）や学校の実態に応じ、個別学習やグループ学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童（生徒）の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。その際、\*第3の1の(3)に示す情報手段や教材・教具の活用を図ること。

\*第3の1の(3)に示す内容

情報手段…コンピュータや情報通信ネットワークなど

教材・教具…各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器など

児童生徒が学習内容を確実に身につけることができるよう、教材・教具の適切な活用を図ることが大切です。個に応じた教材・教具を用意するためには、児童生徒が、それぞれ能力・適性、興味・関心、性格等が異なっており、また、知識、思考、価値、心情、技能、行動等も異なっているということを、教師が十分理解する必要があります。

学校には様々な教材があり、書店やWebにも多くの教材の情報がありますが、個々の子どもたちの実態を把握し、「〇〇の力を身につけるためには、どんな教材を、どのように使うのが有効か？」という視点で、教材・教具を見直していきましょう。

また、今回の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校（小学部・中学部・高等部）学習指導要領の改訂で、学習の基盤となる資質・能力のひとつとして、「情報活用能力」が挙げられています。情報活用能力の育成を図るために、コンピュータ等を適切に活用した学習活動の充実を図ること、また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること、とされています。

なお、児童生徒が情報技術を手段として学習や日常生活に活用できるようにすることをねらいとすることも大切です。

## 4 個に応じた教材・教具を用意するには？ &lt;学習指導要領より&gt;

個に応じた教材・教具を用意するには、上述したように児童生徒一人一人のニーズが異なっていることを理解した上で、的確に実態を把握することが大切です。では、実態把握の際、どのような視点が必要でしょうか。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）の第7章第3の2に、自立活動の個別の指導計画の作成にあたっての配慮事項として5の項目が挙げられている中に、次のような項目があります。

個々の児童又は生徒について、障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握すること。

また、特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）（平成30年3月）の、知的障害のある児童生徒の教育的対応の基本として10の項目が挙げられている中に、次のような項目があります。

児童生徒の興味や関心、得意な面に着目し、教材・教具、補助用具やジグ等を工夫するとともに、目的が達成しやすいように、段階的な指導を行うなどして、児童生徒の学習活動への意欲が育つよう指導する。

このように、実態把握の際、幼児児童生徒が困難なことのみに観点にするのではなく、長所や得意としていることも把握することが大切です。

これらのことから、実態把握の際には、

☆困難なことのみではなく、得意な面に着目する

☆興味や関心についても把握する

という視点で、教材・教具等を考えることが大切です。そして、児童生徒の興味や関心、得意な面を知っておくことで、子どもたちの意欲が育つような指導につながっていきます。

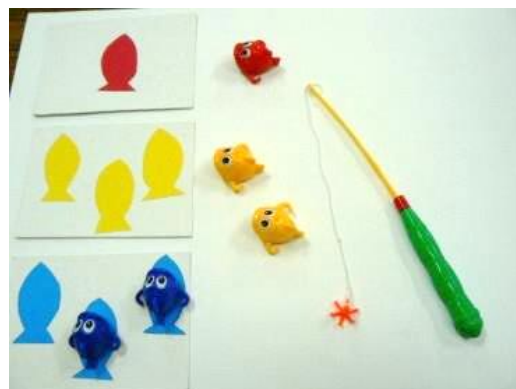
## 5 具体的に教材をどう使えばいいの？

ここまで、教材・教具を選ぶ上での留意点や視点をおさえました。次は具体的な教材・教具を例にあげて、教材・教具の使い方を紹介します。

子どもたちの実態把握をすると、ねらいがみえてきます。学校現場では集団で授業をすることが多いので、個々のねらいが様々であることも多いと思います。その際、ひとつの教材で複数の子どものねらいを達成できるよう工夫することや、ひとつの教材で発展的に授業を展開することができます。2つの例をみてみましょう。

## 例1 「魚くんと釣って数えよう」

一点を見つめ手先に集中するのが苦手な生徒向けの教材です。複数の釣竿を用いると友達同士で競い合いながら、ゲーム感覚で学習することができます。数のマッチングや色のマッチングに取り組むことができます。また、「魚は全部で何匹？」  
「赤の魚と黄色の魚を合わせると何匹になりますか？」と質問することで、加減の学習へと発展させることができます。（支援教材ポータルより引用）



このように、ひとつの教材で、目の動き、手の動き、集中、友達同士の関わり、ルール理解、勝ち負けを受け入れること、数合わせ、色合わせ、数数え、加減の学習等、様々なねらいをもつことができます。

### 例2 「動物絵カード（同じ動物を選ぶ）」

7種類の動物絵カード（各2枚ずつ）のうち、カンガルーとコアラだけ1枚あります。生徒に同じ動物を選ばせる課題です。カンガルーとコアラが残ります。その際、生徒が「同じ絵カードがありません」と指導者に伝え、支援を求めることができるよう促します。（支援教材ポータルより引用）



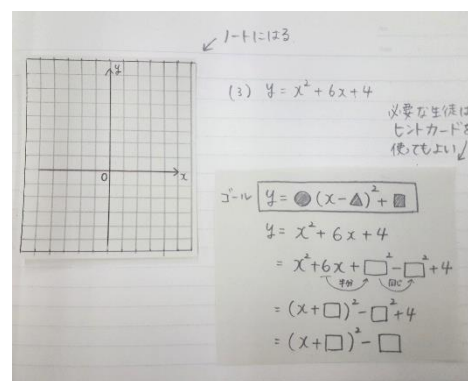
この教材は、絵のマッチングをする中で、あえて2枚そろわないカードを含めておくことで、支援を求める場面を作っています。子どもたちが興味のあるゲームの中で、指導者がねらいをもって、必要なことを学ぶことができるよう工夫されています。

次は、児童生徒が通常学級において、教科等のねらいを達成することを目指す学習場面で、目標を達成できるよう、児童生徒が自分に合った教材を選べるよう工夫している例を紹介します。

### 例 「二次関数とそのグラフ（式の変形、グラフを書く）」

各生徒の苦手（式からグラフをイメージすることが苦手、筋道立てて考えることが苦手、定規を使ってグラフを書くことが苦手等）や、得意（図で見た方がわかりやすい、手順が示されているとわかりやすい等）に対応できる教材を準備し、必要に応じて選択して使えるようにする。

- 折り曲げたり動かしたりできる見本のグラフ
- 式の変形の手順を示したヒントカード  
（文字で示す、式で示す）
- ノートにすぐ貼れるサイズのグラフ用紙
- 透明なシートに書かれた傾きの違う複数のグラフ  
（グラフ用紙の上で動かせる）
- グラフ作成アプリが入ったタブレット



各生徒の苦手や得意に合わせて、生徒自身が学び方を選択できるように教材を工夫することで、それぞれに合った過程で教科等のねらいを達成できるようにしています。

これらの例にあるような視点は、他の教材でも同様に考えることができます。個々の実態や集団の実態を把握した上で、ねらいを明確にし、子どもたちの興味・関心や得意を生かせる教材を工夫することが大切です。

## 6 教材探しの参考になるデータベース <文部科学省事業より>

次は、ICTを活用した教材も検索できるデータベースを紹介します。

ICT を活用した教材をこれまで以上に活用することにより、より効果的な学習支援に繋げていくことが必要であるため、文部科学省は、平成 26 年度から「学習上の支援機器等教材活用促進事業」を行い、支援機器等教材の研究開発やその充実に関する実践研究等を行っています。

これを受けて、国立特別支援教育総合研究所は、「学習上の支援機器等教材普及促進事業」を立ち上げ、「特別支援教育教材ポータルサイト」を構築・運営しています。

ここでは、5で紹介した教材の他に、ICT を活用した教材も紹介されています。文字列、対象の障害、特性・ニーズ、年齢、教科名、支援機器等から教材を検索することができます。



また、ポータルサイト内で、各年度の事業の成果をまとめた冊子をダウンロードすることもできます。タブレットやiPadで使えるアプリケーション等が紹介されています。(右図)

国立特別支援教育総合研究所の発達障害教育推進センターのHPにも、「教材・教具データベース」があります。こちらは、発達障害の特性・ニーズ、年齢、支援機器等から検索をすることができます。



いずれの教材を使用する場合も、どの児童生徒にどのような教材が適しているのかといったフィッティングを経た上で、実際に指導する教員がその教材等を理解し、指導において適切にその児童生徒の能力を引き出せるかが重要です。

## 6 まとめ

今回は、教材・教具について紹介しました。子どもたちの実態に応じて、ねらいを明確にし、自立と社会参加に向けて工夫することが大切です。

### <参考資料>

- 障害者基本法
- 学校教育法
- 著作権法
- 学校における補助教材の適切な取扱いについて（通知）

文部科学省 平成 27 年 3 月 4 日

- 小学校学習指導要領（平成 29 年告示） 平成 29 年 3 月告示
- 中学校学習指導要領（平成 29 年告示） 平成 29 年 3 月告示
- 小学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 総則編 平成 29 年 7 月
- 中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説 総則編 平成 29 年 7 月

- 高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 総則編 平成30年7月
- 特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）  
平成30年3月
- 特別支援学校学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部） 平成30年3月
- 特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）  
平成30年3月
- 特別支援学校高等部学習指導要領 平成31年2月告示
- 文部科学省 特別支援教育 平成26年度実施事業  
学習上の支援機器等教材活用促進事業
- 文化庁 パンフレット「学校教育における教育活動と著作権」
- 支援教材ポータル（国立特別支援教育総合研究所） <http://kyozai.nise.go.jp/>
- 「これが欲しかった！ICT機器の『次の』活用方法」 平成30年度版
- 発達障害教育推進センター 教材・教具データベース（国立特別支援教育総合研究所）  
[http://icedd.nise.go.jp/index.php?action=pages\\_view\\_main&page\\_id=97](http://icedd.nise.go.jp/index.php?action=pages_view_main&page_id=97)
- 『自立をめざす生徒の学習・メンタル・進路指導 中学・高校におけるLD・ADHD・  
高機能自閉症等の指導』 柘植雅義・秋田喜代美・納富恵子・佐藤紘昭 編著  
明治図書 平成19年1月16日
- 授業と教材－教材の正しい理解と活用のために 一般社団法人日本図書教材協会  
授業と教材に関する調査研究委員会 2018年6月